

# 官報

号外 昭和二十三年二月二十五日

## ○第二回 衆議院會議錄第二十一号

昭和二十三年二月二十四日(火曜日)

午後二時五十九分開議

議事日程 第十八号

昭和二十三年二月二十四日(火曜日)

午後一時開議

第一 昭和二十二年一般会計  
予算補正(第十三号)及び昭和二十  
二年特別会計予算補正(特  
第七号)撤回の件

第二 全國選挙管理委員会の委  
員の補欠指名

第三 國立國會圖書館館長の任  
命承認の件

第四 地方自治法第五十六條  
第四項の規定に基き、検校所の  
増設に關し承認を求めるの件

第五 政府職員に對する一時手当  
の支給に關する法律案(内閣提出)

第六 昭和二十二年法律第百  
七十号(大藏省預金部特別会  
計、國有鐵道事業特別會計、通  
信事業特別會計並びに簡易生命  
保險及郵便年金特別會計の保險  
勘定及び年金勘定の昭和二十二  
年度における歳入不足補填のた

官報号外 昭和二十三年二月二十五日 衆議院會議錄第二十一号 議長の報告  
(特第七号)撤回の件

めの一般會計からする繰入金に  
關する法律)の一部を改正する  
法律案(内閣提出)

〔朗読を省略した報告〕

一、昨二十三日兩院協議委員長副議  
長互選の結果次の通り當選した。  
内閣総理大臣の指名兩院協議委員

議長 淺沼稻次郎君

副議長 岡田 勢一君

一、昨二十三日大池事務局長から小林  
事務局長宛、本院は内閣総理大臣の  
指名に關する兩院協議会の協議委員  
に次の者を選挙した旨參議院に通知  
した。

淺沼稻次郎君 正木 清君  
吉川 兼光君 森 三樹二君  
菊川 忠雄君 吉米地義三君  
小島 徹三君 福田 繁芳君  
吉田 安君 岡田 勢一君

一、昨二十三日小林參議院事務局長か  
ら大池事務局長宛、參議院は内閣總  
理大臣の指名に關する兩院協議会の  
協議委員に次の者を選挙した旨の通  
知書を受領した。

板谷 順助君 河井 彌八君  
下條 康磨君 田中耕太郎君

黒川 武雄君 山下 義信君  
岡本 夢祐君 東浦 庄治君  
左藤 義詮君 楠見 義男君

一、昨二十三日國會は衆議院議員芦田  
均君を内閣総理大臣に指名したこと  
を奏上し、その旨參議院に通知し  
た。

一、昨二十三日衆議院規則第十四條但  
し書により議長において議席を次の  
通り変更した。

五 河口 陽一君  
六 高倉 定助君  
七 中村 寅太郎君  
八 小西 寅松君  
一四 石原 登君

三六 選出議員  
三八 選出議員  
二九三 選出議員  
三四六 選出議員  
三四七 選出議員  
三四九 選出議員  
三五〇 選出議員  
三五五 選出議員  
三五九 選出議員  
三六一 選出議員

三六二 岡部 得三君  
三五三 大澤嘉平治君  
三五四 中野 寅吉君  
三五五 松田 正一君  
三五六 鈴木 明良君  
三五八 中嶋 勝一君  
三六九 関田 直君  
三八〇 並木 芳雄君  
四〇二 栗田 英男君  
四六四 青柳 高一君

○議長(松岡駒吉君) これより會議を  
開きます。

第一 昭和二十二年一般會計  
予算補正(第十三号)及び昭和二十  
二年特別会計予算補正(特  
第七号)撤回の件

○議長(松岡駒吉君) 去る二月六日、  
内閣から、昭和二十二年一般會計予  
算補正(第十三号)及び昭和二十二年  
特別会計予算補正(特第七号)を撤回し  
たいとの申出がありました。

この際大藏大臣より發言を求められ  
ております。これを許します。大藏大  
臣栗栖越夫君。

〔國務大臣栗栖越夫君登壇〕  
○國務大臣(栗栖越夫君) 昭和二十二  
年度補正予算第十三号及び特第七号の  
撤回について申し上げたいと思いま  
す。

さきに中務省決定にかかる生活補給  
金の支給額(八、九月分の支給にかか  
る予算)につきまして、昭和二十二年  
度補正予算第十三号及び特第七号をも  
つて、去る一月二十九日、本國會に提出

御審議を煩わした次第であります。が、  
その財源措置につきまして、予算委員  
会における審議の次第もありましたの  
で今回これを撤回いたしました。あら  
ためて別途の財源をもつて組みか  
え、第十四号及び特第八号をいたしまし  
て提出いたします次第でございます。

簡単でございますが、一應御説明申し  
上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 質疑の通告があ  
ります。これを許します。上林山榮吉  
君。

〔上林山榮吉君登壇〕  
○上林山榮吉君 ただいま、昭和二十  
二年一般會計予算補正(第十三号)及  
び昭和二十二年特別会計予算補正  
(特第七号)を撤回する理由について大  
藏大臣から説明をせられたのでありま  
すが、あまりにも簡単であり、明確を  
欠く点がありますので、この際はつき  
りと質しておきたいのであります。

すなわち本件は、わが党初め在野各  
党各派及び社会党一部の有志議員諸君  
等によつて明瞭に提議したごとく、  
○八月の生活補給金はできるだけ早  
くこれを支給せねばならぬのであるが、  
財源を大衆課税的な方向に求めて、鉄  
道運賃及び通信料金を大幅に値上げ  
するのは、最も安易な官儀的なやり方  
であり、行き当りはつたりのやり方で  
あつて、政治力の貧困を示す以外の何  
ものでもない、こういうような意味合

昭和二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

からいたしまして、われ／＼といたしましては、財源を明確に示して、この財源によつて組みかえをしてもらいたいという要求をいたしましたのであります。ところが政府は、これに對しまして何らの誠意を示すことなく、遂に予算返上の形をとつて決議をしたのは、大蔵大臣御承知の通りであります。しかも、この決議に對してすらも政府は何ら具體的な案を示さず、いわゆる党内の不統一というよりも、片山内閣の政策の行き詰りによつて、内閣を投げ出さねばならぬということになつたのであります。(拍手)よつて、ここに政治の空白時代ができて、支拂いが遅れることになり、まじめなところの勤勞者諸君に對して生活不安を與へたことは、一に片山連立内閣の大なる政治的責任であるといわなければならぬのであります。(拍手)

よつて私は、この點に對する答弁としては、当然片山総理がこの壇上から國民に納得のいくように説明すべきであるという意味合から要求したのであるが、その點に對して明確なる答弁ができないのかわからないが、大蔵大臣に對してその答弁を要求しなければならぬといふことは遺憾であるけれども、この際大蔵大臣より、明確にその答弁をせられたいのであります。しかも政府は、財政法を無視し、會計法を無視して、すでに非公式に支拂つておるといふことが流布せられておるが、

いかなる形式を問はず、支拂つておる事実があるとするならば、この際明確にこの點も伺つておきたいのであります。

要約して言へば、事ここに至つた責任は、議會側にはなく、いわゆる政府側の政治力の貧困に起因するものである。つて、しかも野黨側にその責任があるのではなくして、與黨側にその責任があるといふことを明瞭にすることが、責任政治確立の上から私は當然であると信じます。がゆゑに、この議場を通じて、國民の納得のいくように説明を要求するものであります。(拍手)

(國務大臣栗栖勉夫君登壇)

○國務大臣(栗栖勉夫君) 上林山君の御質問に率直にお答えいたしたいと思ひます。

政府は、この二十二年度の年度末までに、追加予算として二組または三組の予算編成をする必要に迫られておつたのであります。そのうちで、特に官公吏諸君の現状に對して速やかにいたしたいという問題を政府は取上げまして、一連のまとまつた予算を財源と支出との點において組んだのであります。が、たま／＼その組合せに料金の引上げという問題がありましたために種種の問題を生じまして、その結果、予算委員會の審議におきましていろいろな決議その他がございましたので、政府は官公吏諸君には一日も早くこの給與をいたしたい、○八月の支拂をいた

したい、こう考えまして、今回あらためて問題の余地のないこの財源をもちまして、第十四号及び特第八号として提出いたしたいと考え、今回撤回をお願いしたような次第であります。

なお次に、一部において官公吏諸君の生活窮迫に鑑み、この支拂が行われておるかどうかという質問であります。これは關係大臣でない關係もありませんけれども、便宜私が代つてお答えいたしたいと思ひます。省の一部においては、融通その他の關係で支拂が行われたところがあるのであります。が、これにつきましては、會計検査その他の點において、ただいま、この責任の所在を十分調査いたしておるような次第でございます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 東舞英君の質問は取止めになるようであります。これにて質疑は終了いたしました。内閣申出の撤回を承諾するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて撤回を承諾するに決しました。

○笹口晃君 日程第二は、これを延期されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程第二は延期するに決しました。

第三 國立國會圖書館館長の任命承認の件

○議長(松岡駒吉君) 日程第三に入りまします。國立國會圖書館の館長に金森徳次郎君を兩議院の議長において任命したいと存じます。

圓谷光衛君より質疑の通告がおります。これを許します。

〔圓谷光衛君登壇〕

○圓谷光衛君 ただいま提案になりました國立國會圖書館の館長任命につきまして、一言お伺ひしたいと思ひます。あります。すなわち、參議院よりは館長任命の條件をいたしまして、ある特定の人物を副館長に任命したいというところを申しこんであるという風説を聞いたのであります。もし、はたしてかくのごとき事実があるとすれば、この國會圖書館法の精神を無視するものであると思ひます。

國會圖書館法の第九條には、副館長の任命は、館長が衆參兩議長に諮り、さらに圖書館運営委員會と協議の上これを決定するといふことになつておるのであります。しかも、この任命される館長並びに副館長は、政党政派に關係なく、政治的活動をしてはならないといふことに決定されておるのであります。しかも日本文化の基礎をつくるために、二月四日にこの立法が成立した

したのであります。ところが、この館長を任命するにあたりまして、館長の意思の発動がなく、ある特定の人物を任命されるということになれば、やみ取りにひとしいような状態が起るのではないかと思ひます。しかも、この法の精神を没却いたすことになりましますので、かかる事實がはたしてあつたかどうかといふことを、この際議長より明解なる答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長(松岡駒吉君) お答えいたします。國立國會圖書館法第九條によりますれば、副館長は館長が兩院議長の承認を得てこれを任免するのであります。て、その人選については館長の判断によるべきものでありますから、あらかじめ兩院議長が副館長を定めてこれを條件としたしてはおりません。右、御了承願ひます。

金森徳次郎君の任命を承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承認するに決しました。

第四 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、檢疫所の増設に關し承認を求めゐるの件

○議長(松岡駒吉君) 日程第四、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、檢疫所の増設に關し承認を求めゐるの件を議題といたします。委員長

の報告を求めます。

告を求めます。厚生委員長小野孝君。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検疫所の増設に關し承認を求めるの件

清水、佐世保、三池、鹿兒島及び博多の五港に検疫施設を設ける必要を生じたので、右五港に検疫所官制による検疫所の設置について、地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求める。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検疫所の増設に關し承認を求めるの件（内閣提出）に關する報告書

一、本件の要旨及び目的

清水、佐世保、三池、鹿兒島及び博多の五港に検疫施設を設ける必要を生じたので、右五港に検疫所官制による検疫所を設置するについて、地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を得たいものである。

二、本件の議決理由

右五港の特殊性に鑑み、検疫の万全を期するため、検疫所を設置することは極めて必要なるものと認め、本件は承認を與えるべきものと議決した。

三、本件施行に要する経費

昭和二十二年追加要求額としては約二百三十五千円である。右報告する。

昭和二十三年二月七日

厚生委員長 小野 孝

衆議院議長松岡駒吉殿

〔小野孝君登壇〕

○小野孝君 たいま議題となりまして案件に關しまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案件の要旨は、從來検疫所官制によります検疫所は八箇所でありましたが、今回連合軍司令部の覺書によりまして、新たに検疫施設を設置すべき港といたしまして、清水、佐世保及び三池の三港並びに日本船舶のみの入港をいたしまして鹿兒島及び博多の兩港が指定せられましたので、検疫の万全を期するため、右の五港に検疫所を設けたいというのであります。これは地方自治法の定めによりまして、國會の承認を必要といたしますので、承認を求めてまいつたのでございます。

本案件は、二月六日厚生委員会に付託されましたので、二月七日に審議いたしました。地方自治法に關係があらますところから、治安及び地方制度委員長の坂東幸太郎君から簡単な質疑があつたのみで、審査を終了いたしました。採決の結果、本件は承認を與うべきものと決した次第でございます。右、御報告申し上げます。

○議長（松岡駒吉君） 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認する。

に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

第五 政府職員に対する一時手当

の支給に關する法律案（内閣提出）第六 昭和二十二年法律第七十号（大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に關する法律）の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（松岡駒吉君） 日程第五、政府職員に対する一時手当の支給に關する法律案、日程第六、昭和二十二年法律第七十号の一部を改正する法律案、右兩案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長早稻田柳右エ門君。

政府職員に対する一時手当の支給に關する法律案

政府は、昭和二十二年十二月二十日に現在在職していた官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて、當時勤務に服する者に対し、その者の受ける給與の

月額の入割以内に相當する金額を一時手当として支給する。

前項の規定による一時手当の支給の基礎となる給與、支給割合及び同項の一時手当の支給手続に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

政府職員に対する一時手当の支給に關する法律案（内閣提出）に關する報告書

〔都合により第二十五号の末尾に掲載〕

昭和二十二年法律第七十号（大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に關する法律）の一部を改正する法律案

昭和二十二年法律第七十号の一部を次のように改正する。

第一項中「十一億九千二百四十四万八千四百」を「十二億六千九百五十四万五千四百」に、「六十九億八千六百十八万八千四百」を「七十七億八千六十万四千四百」に、「三十五億四千万」を「三十九億五千万六千四百」に、「一億七千七百五十六万八千四百」を「二億四千八百

五十九万五千四百」に、「五百十九万四千円」を「七百二十七万二千円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年法律第七十号（大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に關する法律）の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

〔都合により第二十五号の末尾に掲載〕

○早稻田柳右エ門君 たいま議題となりました兩法案について、委員會の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一に、一時手当の支給に關する法律案であります。政府は、生活補助金即時支給等の要求に対する中央労働委員會の調停案を尊重いたしました。昨年十二月、とりあえず二箇月分に相當する金額を一時手当として支給いたしましたのでありますが、今回残りの〇・八箇月分を支給いたそうというので、この法律案が提出された次第であります。このために必要な予算額は、

おおむね一般会計所属職員のもの八億四千八百余万円、特別会計所属職員の分が、十五億七千六百余万円、合計いたしまして二十四億二千四百余万円に相なっております。

次に、昭和二十二年法律第七十号の一部を改正する法律案であります。が、大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定におきましては、先に述べました一時手当支給に要する経費の財源は、各会計の昭和二十二年における收支の状況に鑑み、これを一般会計からそれ、当該会計に繰入れる必要がありまして、本案が提出された次第であります。

一時手当の支給に関する法律案については去る一月三十日、昭和二十二年法律第七十号の改正案につきまして去る二十一日、それ、政府より提案理由の説明がありまして、ただちに審議にはいつたのであります。が、社会党の川合委員、自由党の塚田委員、國民協同党の内藤委員等より熱誠な質疑がありまして、討論を省略いたしました。採決の結果、全会一致をもって両案は可決いたしました次第であります。

右、御報告を申し上げる次第であります。(拍手)  
○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告は

可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○笹口晃君 この際、暫時休憩せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて暫時休憩いたします。

午後三時二十三分休憩

午後五時二十四分開議

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引続き會議を開きます。

昭和二十二年一般会計予算補正(第十四号)

昭和二十二年特別会計予算補正(特第八号)

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、昭和二十二年一般会計予算補正(第十四号)及び昭和二十二年特別会計予算補正(特第八号)の両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十二年一般会計予算補正(第十四号)及び昭和二十二年特別会計予算補正(特第八号)、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員会理事村順三君。

昭和二十二年一般会計予算補正(第十四号)に関する報告書  
昭和二十二年特別会計予算補正(特第八号)に関する報告書  
〔都合により第二十五号の末尾に掲載〕

〔村順三君登壇〕  
○村順三君 ただいま議題となりました昭和二十二年一般会計予算補正(第十四号)及び同年特別会計予算補正(特第八号)について、その内容および委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

この予算は、さきに撤回することになりました昭和二十二年一般会計予算補正(第十三号)及び同年特別会計予算補正(特第七号)を編成替えたものであります。中労委裁定の二・八箇月分の生活補助金の残額〇・八箇月分を政府職員に對し支給するための補正予算であります。その歳出の内訳は、政府職員に對する手当支給の経

費、一般会計分八億四千七百余万円、特別会計分十五億七千六百余万円、地方公共団体職員に手当支給の財源として地方公共団体への貸付十億七千余万円、地方分與税分與金一億二千九百余万円であります。次にこの財源には、所得税のはね返り五億四千三百万円、アルコール專賣益金の増加一億九百余万円、電力超過料金二億円、一般会計における國債費、生活保護費等既定経費の不用額二十三億一千余万円、前年度剰余金繰入二億三千三百余万円、特別会計の予備費十一億七千余万円、鉄道特別会計の公債收入五千三百余万円、通信特別会計の公債收入二千八百余万円等をもつて充当しております。

以上がこの予算の内容であります。が、委員会の質疑におきましては、國會において新首相の指名があつた以上、当然新内閣の手でこの予算は提出さるべきではないかとの質問に對しては、手当支給は一刻を急ぎ、これによつて政府職員を満足させるのは片山内閣の義務であるから、この予算を片山内閣の手によつて提出したのだとの答弁がありました。

質疑を終り、討論を省略して採決した結果、満場一致をもつてこの両予算を可決いたしました。

以上、簡單ながら報告いたします。(拍手)  
○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の

通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

本日はこれにて散會いたします。

午後五時二十九分散會

出席國務大臣

大藏大臣 栗栖 勉夫君

厚生大臣 一松 定吉君

出席政府委員

大藏事務官 森永貞一郎君

大藏事務官 福田 赳夫君

大藏事務官 河野 一之君